

税理士法人サム・ライズ

料金後納郵便

お客様と共に
走り続けるパートナー

ゆうメール

～ご縁をいただいた、あなたにお届けする～

おしどり通信

公士郎版 Vol.22



若い頃、一度元号が変わった
林公士郎（はやしこうじろう）
です。あの時は若く、いったい
何が起きているかも分からず、
ただレンタルビデオ屋が凄く混
んでいて、借りるものがなかつ
た事を記憶しています!! **いよいよ**

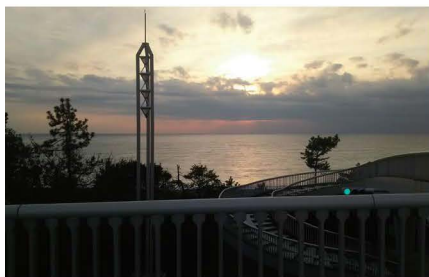
よ、令和へ、昭和は60年、平成は30年、果
して令和は? 15年か? それでは、**令和第1号**
のおしどり通信の始まり始まり(〇〇)/

初めて高速バスに乗りました

2/23 義母の、一周忌に行ってきた帰りの翌日、
名古屋名鉄バスセンター迄、初めて高速バスに
乗りました(〇〇)/

三重交通で行くぶらり高速バスの旅!! (笑)

この辺りは、南海トラフ地震が発生すると甚大
な被害になるため至る所に、標高表示と避難所
があります(〇〇)/ 又地価も標高の高い所が上昇
しています(〇〇);



**AM7:07 阿
田和駅前発車。**目
の前が海で、浜が
長いことから七里
御浜と呼ばれてい
ます(〇〇)

朝早いので、乗客の皆さん朝食でおにぎり食
べてる人が多いです。後の人は、チャーハンお
にぎりを食べてるので、バリ（三重弁でかなり）
臭い～、バスの中で匂いのきついものを食べる
のはやめましょう(〇〇; 右隣りの若いねえちゃ
んは、寝ころびながらスマホで漫画観てる（自
宅かあ（笑））

次のバス亭の三交南紀
で切符を買いました(〇〇)
電車だと6,850円する
ので、4,100円は、安



いです(〇〇)

次のバス停は熊野市駅前。電車で来る時は、



通常この駅を使いま
す。さて、少し
走ると鬼ヶ島が見
える**七里御浜海岸**
が見えます。

この海岸は、毎
年夏に熊野の大花火大会が開催され、大賑わい
となります。また、少し走ると最近出来た熊野
尾鷲道路の高速道の入口が見えます。それに乗
り、最初のバス停は、**海山バスセンター**です。
ここは、♪**権兵衛が種まき**!! **カラスがぼじくる**
♪と言う童謡もある、**種まき権兵衛の発祥の地**
です。歌の様に特に何もありません(〇〇;

ここまでは、高速道路を降りたり入ったりを
繰り返します(〇〇)



そして、バスでの唯一の休憩先「紀勢自動車
道奥伊勢P」に到着しました。

すると、妻がおにぎりを買ってきました。

恐るべき**三重県人、おにぎりがそんなに好きな
のかあ**(^^;

今度、是非調べてみたい
テーマです（笑）

休憩が終わると後は高速で
名古屋に移動しました。
更に、ここから目的地で
ある豊田市に向かいまし
た。少し疲れた、三重交
通の旅となりました（笑）



☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただけるととても喜びます☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A

TEL：049-249-0222

FAX：049-249-0220

e-mail：ayumi-hayashi@some-rize.net URL：http://www.some-rize.jp

発行編集責任者：林 亜由美

OSHIDORI STAFF 通信



こんにちは、昭和生まれの小笠原です。先日白いTシャツを着てお出かけ♪しかしなんか違和感が。よく見ると、夫の下着のシャツでした！普通に着て、大都会お台場まで行ってしまった。

【小笠原海外に行く】

自宅から車で40分、パスポート持参でないとももちろん入国できず。支払いは全てドル。そこは、『横田基地』知人がこちらで働いている為、入国審査を通過していざ基地内へ。そこは、アメリカ。すれ違う人全てアメリカ人。スーパーでは、日本で売ってない物を大量買い、



ここで買い物できるからもう海外旅行に行かなくて良いかも(〜) 次の海外は、入間市にある『ジョンソンタウン』ここはもともと、アメリカ軍のジョンソン基地があったエリア

ア。その名前が街の由来になっています。アメリカ軍人用に整備された街並みを、軍の撤退に伴い米国風の平屋建築をリフォームして現在に至っています。

そこで！！ジャ〜ン私のお気に入り第3位！この街の入り口にある『米粉パン屋』もちもちのパンで、まずここに来てすぐに明日のパンを買います。そして歩きながらつまみます(笑)



次にお気に入り第2位！『クレープ屋』バナナたっぷり、生クリームたっぷり(笑)散歩の途中でお茶タイム♪には、最高です。そして私のお気に入り

第1位は『美容院』私の行きつけのお店です！いや、私だけでなく小笠原家全員お世話になっています。この街にマッチしたとてもオシャレな夫婦で、



ゆったりとした時間が過ごせます。紹介した以外にも、ペット同伴で入れる素敵なレストラン、アメリカンな雑貨屋さん等たくさんあります。

さて、【小笠原海外に行く】はいかがでしたか？近場で、簡単にアメリカ行けてしまうと益々本当の海外旅行が遠ざかる(T_T)

小笠原恵美 (おがさわら えみ) プロフィール

家族構成：こっそりおしどりを通信を読む夫と将来の夢が女医かアナウンサーという娘の3人家族

趣味：ゴルフ※サムライズゴルフ部作ろうかな(〜♪

2019' 6月開催セミナーのお知らせ

『2年で売上を2倍にする
未来計画の作り方セミナー』

●日時：6月13日(木) 14:00~16:30

主催：未来会計法人メイキット株式会社

『集客からも、営業の不安からも解放される
フロントエンドセミナーの作り方』

●日時：6月7日(金) 14:00~16:30

お問合せ：03-6457-6072 担当：那須野

May
2019

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

旧暦では5月が夏の始まりです。クールビズも5月がスタートになったように、暑い日が増えてきますので、ご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2019年5月号

■青色事業専従者給与を 引上げるときのポイント

- 平成31年度の社会保険料率
- データでみる青色事業専従者
1人当たり平均給与額
- 子供のインターネット利用、
管理していますか？

■編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A
TEL：049-249-0222／FAX：049-249-0220

青色事業専従者給与を 引上げるときのポイント



私は個人でカフェを経営しており、スタッフ数名と妻に給与を支払っています。毎年の昇給時期である6月に、スタッフの昇給と一緒に妻の給与を上げますが、このときの妻の給与の引上げ額をスタッフの基準よりも多くしようと思っています。税務上問題にはなりませんか？ 妻の給与の引上げを行うときのポイントを教えてください。



なお、私は青色申告者で、妻に対して青色事業専従者として給与を支払っています。



青色事業専従者への給与に関しては、一定の届出書を税務署に提出しているはずです。その届出書には青色事業専従者に関する情報の他、スタッフ（以下、使用人）の給与等の情報が記載されています。まずは、その届出書に記載されている青色事業専従者の昇給の基準を確認しましょう。

1. 青色事業専従者給与

個人で経営する事業の手伝いを、暮らしを共にしている配偶者や子らが行った際に、何らかのお礼をしたい、という気持ちは誰しもあると思います。これを「給与」として支払い、事業の経費（以下、必要経費）とするには、一定の要件があります。たとえば、ご相談者のように青色申告者である場合には、「青色事業専従者給与」として認められれば、必要経費とすることができます。

この青色事業専従者給与として認められるには、次の4つの要件を全て満たす必要があります。

(1) 青色事業専従者に支払われた給与であること

青色事業専従者とは、次の要件全てに該当する人です。

- ①青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族
…「生計を一にする」とは、一緒に財布で生活していることをいいます。ですから、同居が必須ではありません。
- ②その年の12月31日現在の年齢が15歳以上
- ③その年を通じて6ヶ月を超える期間（一定の場合は事業に従事できる期間の2分の1を超える期間）、その青色申告者の営む事業に専ら従事している

(3) 届出書あるいは変更届出書に記載されている方法により支払われ、かつ、記載されている金額の範囲内で支払われたものであること

記載金額を超える支払いなど、記載内容に変更がある場合は、必ず変更届出書を提出しなければなりません。

(2) 期限内に「青色事業専従者給与に関する届出書」（以下、届出書）を納税地の所轄税務署長に提出していること

◇原則、必要経費とする年の3月15日までに提出します。ただし、その年の1月16日以後に、新たに事業を開始したときや、新たに専従者がいることとなったときは、これらに該当することとなった日から2ヶ月以内に提出します。

◇記載内容に変更がない限り、一度提出すれば、継続して有効となります。

◇記載内容を変更するときには、「青色事業専従者給与に関する変更届出書（以下、変更届出書）」を、“遅滞なく”提出しなければなりません。

(4) 青色事業専従者給与の額は、労務の対価として相当であると認められる金額であること

過大とされる部分は、必要経費とはなりません。

2. 届出書の記載内容を確認しましょう

それでは、ご相談者の届出書を確認してみましょう。

専従者の氏名	続柄	年齢	経年数	仕事の内容・従事の程度	資格等	給		昇給の基準
						支給期	金額	
1 真井 華	妻	30歳	2年	接客業務 8時間/日		毎月末日		使用人の 昇給基準と同じ

ご覧いただくとお分かりのとおり、昇給の基準欄には“使用人の昇給基準と同じ”と記載されています。そのため、このまま使用人とは違う基準で引上げてしまうと、前ページ1. (3)に抵触することとなり、問題が生じます。

そもそもこの届出書に記載されているとおりでしたら、使用人の昇給基準と同じように引上げるはずですが、それが今回、多くしようと思われた理由は、何でしょうか？

3. 異なる理由は何ですか？

届出書に記載がある奥様の「仕事の内容・従事の程度」によれば、毎日8時間接客業務を行っているようです。たとえば、これに現金出納帳等への記帳業務が加わる、というような場合でしたら、仕事の内容や従事する時間が増えるわけですから、使用人と異なる引上げとなっても問題はないでしょう。



ただしこのような仕事の内容等に変動があった場合は、届出書の記載内容が変更することとなるため、**変更届出書を“遅滞なく”提出しなければなりません。**

なお、前ページ1. (4)にあるとおり、青色事業専従者給与の額は、“**労務の対価として相当であると認められる金額であること**”が要件となっています。身内だからと好き勝手に引上げてよい、というものではありません。また引上げる際には、事業主であるご相談者の所得とのバランスや、資金繰り等も考慮に入れるようにしましょう。

このように、青色事業専従者へ支払う給与については、注意すべきポイントがいくつかあります。給与の変更をお考えの際には、あらかじめ当事務所へご相談ください。

平成31年度の社会保険料率

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、例年3月分（4月納付分）から見直しが行われています。平成31年度の健康保険料率については各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きに分かれ、介護保険料率は引上げ（全国一律）となりました。料率を確認し、徴収のタイミング間違いや保険料率の変更漏れがないようにしましょう。

■ 3月分からの協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの健康保険料率は、平成21年9月より、全国一律の健康保険料率から、各都道府県支部別の健康保険料率に変更されており、平成31年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなりました。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.75%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.63%となっており、両県の保険料率には実に1.12%の開きがあります。

■ 引上げとなった介護保険料率

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成31年3月分からは、1.57%から1.73%への引上げとなりました。

■ その他の社会保険料率

① 労災保険率

労災保険率はそれぞれの業種の過去3年間の災害発生状況等により、原則3年ごとに見直すことになっています。今回は平成30年度に見直しが行われたため、平成31年度は変更されません。

② 雇用保険率

雇用保険率は毎年度、財政状況に照らして見直しが行われますが、平成31年度は平成30年度から据え置きとなりました。

③ 厚生年金保険料率

厚生年金の保険料率は、平成16年から段階的に引上げられましたが、平成29年9月を最後に引上げが終了し、18.3%で固定されています。

平成31年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.31%	東京都	9.90%	滋賀県	9.87%	香川県	10.31%
青森県	9.87%	神奈川県	9.91%	京都府	10.03%	愛媛県	10.02%
岩手県	9.80%	新潟県	9.63%	大阪府	10.19%	高知県	10.21%
宮城県	10.10%	富山県	9.71%	兵庫県	10.14%	福岡県	10.24%
秋田県	10.14%	石川県	9.99%	奈良県	10.07%	佐賀県	10.75%
山形県	10.03%	福井県	9.88%	和歌山県	10.15%	長崎県	10.24%
福島県	9.74%	山梨県	9.90%	鳥取県	10.00%	熊本県	10.18%
茨城県	9.84%	長野県	9.69%	島根県	10.13%	大分県	10.21%
栃木県	9.92%	岐阜県	9.86%	岡山県	10.22%	宮崎県	10.02%
群馬県	9.84%	静岡県	9.75%	広島県	10.00%	鹿児島県	10.16%
埼玉県	9.79%	愛知県	9.90%	山口県	10.21%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.81%	三重県	9.90%	徳島県	10.30%		

データでみる青色事業専従者 1人当たり平均給与額

2019年2月に国税庁から、所得税に関する調査結果※が発表されました。

ここでは、その調査結果から、2017（平成29）年の事業所得者の青色事業専従者1人当たりの平均給与額をみていきます。

■ 青色事業専従者は223.8万円

上記調査結果から、青色事業専従者1人当たり平均給与額（以下、平均給与額）を求めると、下表のとおりです。全体（計）の平均給与額は223.8万円となりました。

合計所得階級別にみると、600万円以下の階級になると平均給与額が200万円を超えています。そして3,000万円以下の階級になると、平均給与額が500万円を超えるようになります。さらに2億円以下の階級を超えると、平均給与額が1,000万円を超えることが多くなっています。

■ 青色申告者以外の専従者は76.7万円

なお、青色申告者以外の事業専従者1人当たり平均給与額は全体で76.7万円となっています。また合計所得階級別では、70万円以下と2億円以下で、平均給与額が60万円台となった以外は、74万～79万円台となりました。

この数字は、専従者の数と専従者給与額から1人当たり平均給与額を求めたものであり、あくまでも一つの目安とお考えいただけますと幸いです。

2017（平成29）年事業所得者の青色事業専従者1人当たり平均給与額

合計所得階級	専従者数 (人)	専従者給与額 (百万円)	1人当たり 平均給与額 (千円)	合計所得階級	専従者数 (人)	専従者給与額 (百万円)	1人当たり 平均給与額 (千円)
計	550,476	1,231,766	2,238	1,000万円以下	29,445	80,334	2,728
70万円以下	5,771	7,334	1,271	1,200万円以下	18,285	57,518	3,146
100万円以下	14,847	16,829	1,133	1,500万円以下	17,173	61,821	3,600
150万円以下	39,567	50,331	1,272	2,000万円以下	16,419	72,255	4,401
200万円以下	48,048	66,850	1,391	3,000万円以下	14,420	79,196	5,492
250万円以下	49,812	75,518	1,516	5,000万円以下	9,057	61,556	6,797
300万円以下	46,527	74,702	1,606	1億円以下	3,877	32,304	8,332
400万円以下	79,342	151,965	1,915	2億円以下	721	7,299	10,123
500万円以下	59,749	115,113	1,927	5億円以下	93	844	9,075
600万円以下	43,324	91,920	2,122	10億円以下	9	109	12,111
700万円以下	31,640	72,449	2,290	20億円以下	4	133	33,250
800万円以下	22,344	55,345	2,477	50億円以下	2	42	21,000

国税庁「申告所得税標本調査結果」より作成

※国税庁「申告所得税標本調査結果」

2017（平成29）年分の所得税及び復興特別所得税について、2018（平成30）年3月31日までに申告又は処理した者のうち、6月30日現在において申告納税額がある者全部を対象に、全国524税務署より一定の方法で標本を抽出し、その標本の基礎データを基に、母集団全体の計数を推計したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhyohon2017/hyouhon.htm>

II

子供のインターネット利用、 管理していますか？

子供のインターネット（以下、ネット）利用は年々盛んになっています。ここでは2019年2月に発表された調査結果※から、子供のネット利用やそれに関する家庭のルールの有無、管理の状況などをみていきます。

■ 平日の平均利用時間は168.5分

上記調査結果によると、青少年（満10歳～17歳）の93.2%がネットを利用しています。平日1日当たりの平均利用時間は168.5分で、増加傾向にあります。また、ネット利用機器ではスマートフォン（以下、スマホ）の割合が62.8%で最も高くなっています。

■ ネット利用に関するルールの有無

次に、青少年のネット利用に関する家庭のルールの有無をまとめると、表1のとおりです。

【表1】インターネット利用に関するルールの有無（%）

		ルールを決めている	ルールを決めていない	わからない・無回答
総数	青少年	58.8	38.3	3.0
	保護者	74.2	23.5	2.3
小学生	青少年	77.0	20.5	2.5
	保護者	85.5	12.5	2.0
中学生	青少年	62.3	34.2	3.5
	保護者	79.5	18.3	2.2
高校生	青少年	37.2	60.0	2.8
	保護者	58.8	38.6	2.6

内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（速報）」より作成

総数をみると、保護者の74.2%がルールを決めているとしています。一方、青少年は58.8%になっており、この認識の差は、学校が上になるにつれて拡大しています。

■ スマホ利用の管理

青少年のスマホでのネット利用に関する管理の状況をまとめると、表2のとおりです。

【表2】スマホを利用する青少年の保護者がネット利用を管理する割合とその方法（%）

	総数 (2142)	小・保 (396)	中・保 (773)	高・保 (962)
管理割合	管理している（計）	84.9	96.5	90.6
	管理は行っていない	11.9	1.5	6.9
	わからない・無回答	3.2	2.0	2.5
管理方法	大人の目の届く範囲で使わせている	34.4	73.7	42.2
	利用する際に時間や場所を指定している	29.8	50.8	40.2
	子供向けの機器等を使わせている	11.3	12.4	13.5
	子供のネット利用状況を把握している	36.2	36.9	38.6
	フィルタリングを使っている	36.8	22.5	40.4
	その他の方法で管理している	4.9	4.8	5.7

※小・保は小学生の保護者の意、他も同様。カッコ内は回答数。
内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（速報）」より作成

総数では保護者の84.9%が管理していると回答しています。また、管理方法では、フィルタリングの使用や利用状況の把握が上位になっています。

子供のネット利用が進み、犯罪等に巻き込まれるケースも増えています。子供のネット利用について、管理方法やルールの設定など、家庭で話し合うことも必要でしょう。

※内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（速報）」

全国の満10歳から17歳までの青少年と同居の保護者から、一定の方法で抽出した青少年5,000人、保護者5,000人を対象に2018年11～12月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2019年5月

お仕事備忘録



1. 住民税の改定対応
2. 自動車税の納付
3. 夏季賞与検討・情報収集
4. 障害者雇用納付金の申告
5. 夏に向けての準備
6. 健康診断の実施

1. 住民税の改定対応

6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。

2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

3. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

4. 障害者雇用納付金の申告

2018年4月から2019年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

5. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会など）の企画準備

6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

お仕事 カレンダー

2019.5

今年の5月は、改元に伴い、新元号への様式等の書き換えや、各種システムの変更作業等が発生します。通常の定例業務に支障が出ないように段取りよく進めていきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	大安	天皇の即位の日
2	木	赤口	国民の休日
3	金	先勝	憲法記念日
4	土	友引	みどりの日
5	日	仏滅	こどもの日
6	月	大安	振替休日 立夏
7	火	赤口	
8	水	先勝	
9	木	友引	
10	金	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	仏滅	
12	日	大安	
13	月	赤口	
14	火	先勝	
15	水	友引	●障害者雇用納付金の申告期限
16	木	先負	
17	金	仏滅	
18	土	大安	
19	日	赤口	
20	月	先勝	
21	火	友引	小満
22	水	先負	
23	木	仏滅	
24	金	大安	
25	土	赤口	
26	日	先勝	
27	月	友引	
28	火	先負	
29	水	仏滅	
30	木	大安	
31	金	赤口	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分）

新しい元号令和になり、世の中も色々変わる今日この頃・・・。
新入社員や学生も4月から1カ月経過し少しは慣れた頃で
しょうか？何事も新しいことを始めたりする時にはワクワク
半分、不安も半分、気持ちの上下もあり知らないうちに精
神的に疲れてしまうのが【5月病】自分は平気！鉄の精神
を持っている！なんていう人は・・・余り見たことがない
ですね。そんな時疲れた時は！のんびり行きましょ♪さて今月のお題は、、、



今月のテーマ スッキリ！爽やか！ストレス解消！！

石田



私のストレス解消法は、ドラマや大好きなバラエティ番組をみて、現実逃避をすることです♪「半沢直樹」や「逃げ恥」のように、次が気になって仕方がないドラマは大好物です♪最近では「グッドワイフ」が好きでした♪また、メロンパンや超甘いチョコレートを食べると、ストレス解消になります(笑)だいたい脳が疲れていますので、糖分は大切です☆

小笠原



鉄の精神はないのですが、それに近い精神力は持っています(笑)私のストレス解消は、ゴルフ！です。大自然の中で、ドライバーをぶんぶん振る。山の景色見て、おいしいご飯食べて、軽く？運動にもなり、ゴルフ終わりに温泉、そしてなによりも仲間と雑談しながら過ごす時間。これこそ最高のストレス発散法です。スコアが悪くても、全く気にしない小笠原でした(笑)

黒田



ストレスの解消にはバイクを運転するのが一番ですね！いつもと違う景色の中を走るのはそれだけでとても楽しいです。さらにご当地のおいしい食事が取ればいう事なしです。ちょうど暖かくなりはじめ、桜がきれいな季節になりますので、ドライブがてら桜の名所の菅塩沼の桜並木を見に行き、豚丼を食べに行きたいと思います。皆さんもバイクに限らず、ドライブに出かけてみてはいかがでしょうか？

東海林



私のストレス解消法は基本家を出ないことですが、何かをするとすると映画鑑賞と温泉です。どんな映画を観るときでも大きいサイズのポップコーンと大きいサイズのコーラを買って鑑賞しています。その後に温泉に寄れたらもうその日は大満足です。しかし、最近は車を手放してしまったので、映画後の温泉にはなかなか行けてません。車の有難さを手放してから感じている今日この頃です。

瀬川



私のストレス解消はテレビなどを観て泣くことと、話倒すことです！最近では大好きなコード・ブルーの劇場版のDVDを予約購入し、感動してたくさん泣きました。話倒すことは姉との電話かビデオ通話が多いですが、タイミングが合わないときは長文ラインでお互いの話をします(笑)他には子供と一緒に走り回ったり近所迷惑にならない程度で大きな声で笑います(^^)

那須野



私のストレス発散法は美味し〜いコーヒーを飲むことです。元々コーヒーは苦いし胃が痛くなるし大嫌いで飲めませんでした。でも妊娠中のつわりの時、あのコーヒーのいい香りに癒され、お陰で大好きになりました。自分で作るのもお洒落なカフェに行くのもストレス発散になります。手動のコーヒーミルが欲しい！！



～来月号もお楽しみに！～



消費税ワンポイントレッスン N●.1

軽減税率制度実施に伴う請求書の様式の変更

2つの税率を把握するために、請求書の様式の変更が必要になります。平成31年10月1日から平成35年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、平成35年10月1日からは「適格請求書等（インボイス）保存方式」が実施されます。

1 現行の請求書

～平成31年9月30日



請求書
発行日：平成28年4月25日

〇×食堂様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,228円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
	合計	15,228

2 区分記載請求書

平成31年10月1日
～平成35年9月30日



請求書の様式を
変更しなければ
いけない

※標準税率対象品目のみを販売している場合は、現在と同様の書式で対応することも可能です。

請求書
発行日：平成31年10月25日

〇×食堂様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨	※	2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨	※	3,960
	10%税率対象合計		6,160
	8%税率対象合計		9,180
	合計		15,340

注) ※は軽減税率（8%）適用商品

①軽減税率の対象品目である旨
②税率ごとに合計した対価の額

3 適格請求書（インボイス）

平成35年10月1日～



消費税の
課税事業者は
全員インボイスに
対応しなければ
いけない

請求書
発行日：平成35年10月25日

〇×食堂様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨	※	2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨	※	3,600
	合計		14,100
	消費税		1,240
	10%税率対象合計		5,600
	消費税		560
	8%税率対象合計		8,500
	消費税		680
	合計		15,340

注) ※は軽減税率（8%）適用商品

③事業者番号
④税率ごとの消費税額

3つの請求書の記載事項の違い

「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載項目に加え、①軽減税率対象品目である旨、②税率ごとに合計した対価の額、「適格請求書等（インボイス）保存方式」では、さらに③事業者番号、④税率ごとの消費税額を記載する必要があります。

請求書の様式			記載項目
3 適格請求書（インボイス）	2 区分記載請求書	1 現行の請求書	発行者の氏名または名称
			取引年月日
			取引内容
			取引金額
3 適格請求書（インボイス）	2 区分記載請求書	1 現行の請求書	交付を受ける者の氏名または名称
			①軽減税率の対象品目である旨
			②税率ごとに合計した対価の額
			③事業者番号
3 適格請求書（インボイス）	2 区分記載請求書	1 現行の請求書	④税率ごとの消費税額

「適格請求書（インボイス）」実施後の 免税事業者からの仕入について

平成35年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、「適格請求書（インボイス）」が必要となります。インボイスは課税事業者のみが発行できるため、インボイスが発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられ、将来的に課税選択を迫られる可能性があります。なお、インボイス実施後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる経過措置があります。